

平成20年第3回辰野町議会定例会議録(15日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成20年6月17日 午後2時 開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 会議事項

日程第1 議案第21号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第25号 平成20年度辰野町一般会計補正予算(第2号)

日程第3 請願・陳情についての委員長報告

日程第4 議員提出議案の審議について

発議第1号 少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について

発議第2号 長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

発議第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

発議第4号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について

日程第5 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	平泉 栄一	まちづくり政策課長	小沢 辰一
住民税務課長	野沢 修一	保健福祉課長	井口 敬子
産業振興課長	松尾 一利	建設水道課長	根橋 正美
会計管理者	加島 範久	教育次長	白鳥 義政
病院事務長	荻原 憲夫	福寿苑事務長	金子 文武
消防署長	丸山 均	開発公社常務理事	竹淵 光雄
両小野国保病院 事務長	増沢 秀行	社会福祉協議会 事務局長	林 龍太郎

7. 地方自治法第 123 号第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

議会事務局庶務係長 飯 沢 誠

8. 地方自治法第 123 号第 2 項の規定による署名議員

議席 第 4 番 前 田 親 人

議席 第 5 番 宇 治 徳 庚

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立を願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

本日は公私ともご多忙の中ご参集いただき、誠にご苦勞さまでございます。この度の岩手、宮城内陸地震で被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。定足数に達しておりますので第 4 回定例会 15 日目の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程にもとづく会議に入ります。日程第 1、議案第 21 号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。社会福祉教育常任委員会における審査結果を社会福祉教育常任委員長、山岸忠幸議員より報告を求めます。

○山岸（社会福祉教育常任委員長）

本定例会初日、社会福祉教育常任委員会に付託されました議案第21号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についての条例案について、去る12日副町長、担当職員同席のもと慎重に審査を行いました。以下審査の結果を報告します。議案第21号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について、これは老人保健法の改正及び後期高齢者医療制度が制定されたことに伴って、条例の一部を改正したいとするものであります。この改正点の主な点は3点あります。

1、68、69才の低所得老人を福祉医療の対象から除外する。2、字句の訂正、3、特定施設入所者の住所地特例の導入であります。なお1に関しては経過措置として現在の該当者は70才になるまでは継続されるものです。3月議会での当委員会からの発議もあり、今改正は残念なところもありますが制度上の変更でやむを得ないものであるとして、委員全員一致にして可決いたしました。なお68、69才の方々に限らず、本当に困窮している人たちに対する福祉医療のあり方を今後町としても研究してゆくことを要望いたします。以上、委員会全員一致にて可決いたしました。議員全員の賛同をお願いいたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

（質疑 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（討論 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第21号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第2、議案第25号、平成20年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑を行います。ありませんか。

○宮下（6番）

15ページの図書館管理運営事業について2点と、それから16ページの美術館管理運営事業について2点お伺いしたいと思います。最初に1点目ですが13番の委託料についてですが、図書館システム更新委託料478万円とありますが、この委託料は老朽化したシステムの更新についてだと思いますが、詳しく説明をお願いしたいと思います。それと2点目の使用料及び賃借料の中で図書館マークツールアイ使用料ですが、この内容についての説明をお願いします。それと次に美術館管理運営事業の中で01のたつのアートプラン実行委員会・企画委員がありますがこの企画委員はどんな人たちを選任する予定なのかお聞きします。それと2点目についてはシンポジウム時の講師はどんな人を予定しているかお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○教育次長

最初に図書館システムの更新の委託料の関係ですけれども、これにつきましてはさきほど町議さん話がありましたように、現在の図書館システムが古くなったということで、備品もないということで修繕が不可能ということでそのような状況になっています。それが1点と、それと今回公益的な形の中で辰野以外にも数市町村一緒になりまして、伊那市のサーバーを利用させていただいて図書館システムを更新をするというようなものであります。それでなお機械については伊那市と同等のソフトシステムを予定をしていきたいと思っております。これによりまして、一般の人がインターネットを利用してホームページから図書館蔵書システムに入れば、辰野図書館の検索もできるというようなそんなような形になってきます。それと現在、住基カードの関係でありますけれども、これが一緒に図書館カードと利用できるというようなそんな方向性が出ております。これにつきましては住基カードに対して図書カードの機能を加えるというような形になってくると思いますけれども、この住基カードにつきましては伊那市の方で補助を受けてというようなことで現在、いろいろ進めてますのでそれと調整を取りながらというようなことに、今後なっていくかと思っております。それとあと使用料の16万なんですけれども、これは本にマークを付けてというようなことの中のその使用料というようなことの中でのものであります。それと美術館の関係ですけれども、この事業は文化省からの文科芸術による想像の町支援事業ということで、委託料として補助金を受けてというような事業になります。

それで一応内容的には小学生を対象にジュニア学芸員講座を開催したりとか、美術のワークショップ、レクチャーを実施するというような内容も入っております。それとあと古い建物、また庭園とか水石に親しみ草木染めを楽しんだり、辰野駅前の古い町並み、ローカル線駅などに注目をしながらそれらの場所を歴史をモチーフとした拓本づくり等も予定をしております。それとたまたま辰野美術館が30周年を迎えます。その関係で「アートが活きるまちづくりシンポジウム」ということの中で講演会等も開きたいと思っております。実行委員の関係ですけれども、これにつきましては信州豊南短期大学の先生、それから辰野町美術協議会の会長さん、それからNPO法人の方で代表者にも出ていただきまして、また町の文化財保護審議会の方、また町の社会福祉協議会の方、公民館長、美術館長、教育長ですけれども、あとは事務局ということの中で実行委員は構成をしております。またそれらの団体の人たちで会議の中で協力できる方を企画委員というようなことで参加をして貰うような予定を立てております。それと講演会の方ですけれども、現在では東京在住ですけれども諏訪市出身の藤森照信氏、建築史、しは歴史の史の方の建築史ですけれども、その方をお願いしまして講演会をやろうかなというような予定になってます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○宮下（6番）

はい、結構です。

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

（討論 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第25号平成20年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第

3、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に各常任委員会へ付託となりました請願・陳情について各常任委員長より審査結果の報告を求めます。始めに陳情第6号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情、陳情第7号「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくり宣言」採択にかかわる陳情以上2件について総務産業建設常任委員会における審査結果を総務産業建設常任委員長、矢ヶ崎紀男議員より報告を求めます。

○矢ヶ崎（総務産業建設常任委員長）

本定例会初日、総務産業建設常任委員長会に付託された陳情第6号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情について、去る12日町長、担当課長の同席を求め本陳情について慎重に審査を行いました。以下審査の結果を報告します。森林所有者の高齢化や不在村化等により自ら施業や経営を行うことが困難な森林所有者が増加し、また林業従事者の減少、高齢化が進むなどにより手入れの行き届かない森林が増加するなど、本来森林の持つ大切な機能が失われつつある現状に懸念を抱くものであります。この点についての認識は委員全員賛同し、共有するものです。しかし本陳情の中で述べられている行政改革推進法によって、独立行政法人化が検討され国有林の権利が危ぶまれているとの文言には、なぜ今までどおり国による管理運営体制の堅持をすることが地域における森林、林業の担い手の育成と地域活性化へ寄与できるのか等に疑問の意見が出されました。当委員会としては、森林の間伐等の実施の促進に関する特別処置法が平成20年5月16日に施行されたばかりであり今後の動向、特定間伐等の促進に関する計画等を見極めながら、更に調査研究が必要であるとの意見が出され、継続審査と決しました。以上委員長報告とします。

続きまして本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託された陳情第7号、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくり宣言」採択にかかわる陳情について、去る12日町長、担当課長の同席を求め本陳情について慎重に審査を行いました。以下審査の結果を報告します。「すべての働く人々がやりがいのある仕事と充実した生活を享受できること、自分の意思で多様な選択が可能になる社会の実現にむけ、それを支える政策や雇用を始めとする多くの社会システム、慣行の構築」を目指し、6項目に関わり記述があり宣言の採択を求める陳情です。委員会の審査においては、1大きな企業においては、様々な取組みがなされているの

ではないか。2 商工会などの関係深い団体の具体的な以降や取組みはどうなのか。
3 辰野町に多い中小企業の取組みはどうなっているのか。などの意見が出され、宣言を意思表示するだけの町民益があるのかは、まだまだ実態の調査と研究が必要であるとの考えから全員一致で継続審査と決定しました。なお過去において11の宣言がなされており、その中には「ゆとり宣言」という類似の宣言が採択されており、その整合性をも含めてなお検討していきたいと思えます。以上委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより採決いたします。始めに森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情を採決いたします。本案に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくり宣言」採択にかかわる陳情を採決いたします。本案に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に請願第8号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、請願第9号、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、請願第10号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書、以上3件について社会福祉教育常任委員会における審査結果を社会福祉教育常任委員長、山岸忠幸議員より報告を求めます。

○山岸（社会福祉教育常任委員長）

去る12日委員会室において、委員全員出席のもと当委員会に付託された請願第8

号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、請願第9号、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、請願第10号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書の請願3件について慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。本請願3件についてはここ数年来ほぼ同じ内容で提出されているものです。まず、紹介議員である船木善司議員より請願内容と請願理由について説明を受け、続いて教育長より義務教育費国庫負担制度の変遷、複式学級の編制基準の国と県の制度の違いについて、また少人数学級と県独自の30人規模学級の違い等について町内の学校の実情に即して説明を受け審議に入りました。

請願第8号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、酒井直彦氏。紹介議員、船木善司議員。本請願は平成21年度の国の予算編成に当たり、どの子にも行き届いた教育をするために少人数学級の早期実現と、教職員定数増を求める意見書を政府並びに関係行政官庁に提出することを要望する請願であります。委員会では国の少人数学級の基準が40人であること。また次の請願とも係わってきますが、長野県の実施している30人規模学級の基準が35人であること。これによる町内の学校でのクラス編成や教職員の加配の状況等の説明を受けました。委員から40人学級より30人学級の方が良いといったデータはあるのか、といった問いかけがあり教育長から何人のクラスが良いといった明確なものはないが、40人よりは少ない方が良いことははっきりしているといった答えでした。また今後の検討資料として先進諸国の学級編成の基準のデータの収集を要望しました。委員会としては現在の国の基準よりは更なる少人数学級が望まれるとしました。また、こうした更なる少人数学級の編制、また複式学級の解消のため教職員の定数増も必要であるとし、委員全員本請願の趣旨に賛成にて、意見書を提出すべきとして採択に決しました。

請願第9号、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、酒井直彦氏。紹介議員、船木善司議員。本請願は平成21年度長野県の予算編成にあたり、どの子にも行き届いた教育

をするために、1 長野県独自による30人規模学級の中学校全学年への早期拡大、2 複式学級の解消、3 県独自での教職員配置増、を求める意見書を長野県知事に提出してもらいたいとの請願であります。本請願は先の請願第8号とほぼ同一内容のものを県に求めるものであります。県独自の30人規模学級は平成21年度までに小学校6年まで実施されます。また市町村の自由度の拡大といった面も今年度の県の活用方法選択型教員配置事業により進んできています。今後30人規模学級は更に中学まで広がるのが望ましく、また教員配置についても市町村での自由度が更に拡大されることが必要であるとの結論に達しました。趣旨のとおり長野県知事宛に意見書を提出すべきであるとして、委員全員一致にて採択に決しました。

請願第10号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、酒井直彦氏。紹介議員、船木善司議員。本請願は国の平成21年度予算編成において、1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること、2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを還元すること、の意見書提出を求め国の関係機関に提出することを要望した請願であります。委員会では義務教育費国庫負担金法の平成13年と平成18年との比較をし、このままでは更に地方自治体での義務教育費負担が増加していくのではといった危惧が論議されました。そして国の責任として義務教育の機会均等を目標とした義務教育費国庫負担制度を堅持するのが必要であるとししました。請願の趣旨に賛同し、委員全員賛成にて政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出すべきであると採択に決しました。

以上請願3件の委員会における審議結果を報告し、提案いたしますので全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上委員長報告とします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより採決いたします。始めに少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告の

とおりに決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第4、議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第1号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について。発議第2号、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について。発議第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について。以上3件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

(発議第1号、発議第2号、発議第3号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。始めに発議第1号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出についてを採決いたし

ます。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に発議第2号、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に発議第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。次に発議第4号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

(発議第4号 朗読)

○議長

ここで提案者であります、根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。

○根橋(13番)

それでは後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提案理由を説明をいたします。後期高齢者医療保険制度はこの4月に実施をされましたけれども、制度内容を国民が十分できるような取組みをしないまま発足したことにより、内容を知れば知るほど次々と問題点が明らかとなり、連日の新聞、テレビなどの報道のとおりであり、前回の3月議会において討論したように多くの国民の不安と怒りが増大する結果となってまいりました。すなわち75才という年齢のみをもって、後期高齢者という線引きを行い病気のリスクの高い高齢者のみを一つの保険制度に取り込んだことにより、国民がみんなで支え合うという保険制度でなくなり、多くの問題点が明

らかになったのであります。まず保険料について見れば厚労省の当初の説明はくつがえり、低所得者ほど負担割合が高くなることが明らかとなり、6月11日の朝日新聞の報道によれば子どもと同居している高齢者で負担が増え、辰野町では年金75万円では4.2%アップの7,600円。400万では3.3%アップの1万600円の引き上げとなっております。更に団塊の世代が75才になる2025年の平均保険料は、今の7万2,000円が約2倍の年額約16万円になると試算されております。これでは国民年金受給者にとっては年金額の約21%が後期高齢者の保険料になってしまい、生活設計が成り立たないとの不安が増大しているのであります。滞納者の保険証の取り上げも深刻です。年金が年18万円未満の方は今までどおり窓口納付となりますが、滞納となった場合保険証は取り上げられて資格証明書の発行となり、窓口負担は10割となります。これは実質医者には掛かれないということです。更に今まで子どもの扶養家族として国保なり社会保険なりで扶養家族として、医療保険対応ができていた方々が今回の制度では扶養家族の皆さんは強制的に引き離されて、保険料を新たに負担することにもなりました。子どもが親の面倒を見るということが制度上でできていたのが、改悪されてしまったのです。このことだけでも子どもに見捨てられたと不安に思うお年寄りがおられるのであります。このような後期高齢者医療制度はまさに現代版姥捨て山であり、低所得者の負担軽減という小手先の見直しでは根本的には問題点を解決できず、一旦廃止をして根本から議論を仕直すということが必要と考えるものであります。このような理由から参議院では後期高齢者医療制度廃止法案が可決されたものと理解をしております。その後の国民世論はどうでしょうか。14日付けの信濃毎日新聞では廃止に賛成が47%、運用改善賛成が45%。17日付けの朝日新聞では廃止賛成は49%、見直し維持が30%との世論調査結果をそれぞれ報道しており、世論の多数は廃止であります。議会は住民意見を代表する機関です。国に対して町民の世論を代表して意見を述べることは議会の責務であります。既に全国では今日現在581の自治体が、また全県では過半数の47の自治体が後期高齢者医療制度に関する意見書を国に提出をしております。以上から今回の制度はとりあえず廃止をし、今後の高齢者医療についての制度設計に関しては、国民、自治体、医療関係者などの意見を集め全面的に議論をやり直すことだと思います。よって別紙の意見書を全議員の賛同により採択いただきますよう、お願いをいたしまして趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑を行います。

○船木（8番）

提出者に2、3質問をいたします。只今意見書、それから趣旨説明を聞いた中からですね、少し疑問に感じるところがあるわけですが、政府は見直しを近々のうちに実施するんだというふうに言われている折にですね、廃止すべきということはいかなるものかなというふうに思います。廃止した時点で非常に大きな混乱が予想されることは間違いありません。どのような対応策を考えておられるのか、併せて廃止となれば対案があつての廃止と、いうふうに理解するところですが、その対案はいかがでしょうか。2つ目ではありますが、保険料の歯止めのない引き上げということはどのような事象を捉えて表現しているのでしょうか。3つ目ですが現代版姥捨てとは、いかなる根拠に基づいての表現であるのかお尋ねいたします。以上です。

○根橋（13番）

それではまず順次お答えをしたいと思います。最初に見直し、今の国の見直しの中で廃止はいかが、対案はどうかっていうことですが、今の報道によりますと国の今行われている見直しっていうのは主として低所得者の皆さんの負担軽減、これが主であります。これはもちろん大事なことですけれども、これだけではさきほど今申し上げましたようにもっともっと大きな問題も沢山あるわけですね、例えば包括診療の問題だとかあるいは保険証の取り上げの問題だとか、あるいは今の今度新たに今まで扶養でおられた方が保険料を納めるっていうようなこと自体による負担、こういったことがあるわけでありまして、且にそれだけは到底、低所得者の皆さんの負担軽減だけって済ませるような問題では到底ないことは、自明のことでありましてそういったことに触れない改革というのは、全くの今の国民の世論からすればかけ離れた議論だつていうふうに言わざるを得ないということで、廃止であります。対案っていうことですが別に混乱することではなくて、今の今回の参議院で可決されております廃止法案っていうのは、要するに元へ戻すっていうことあります。だから今まであった3月まであった制度に一旦戻して、再議論をしようつていうことありますので、今こういうことを始めたことによって、今まさに混乱をしているわけでありまして元に戻すことによって混乱は回避されるだろうとい

うのが逆の全くそういうことでありまして、今の方がむしろ大混乱をしているというのが現状ではないでしょうか。それから歯止めのない引き上げってこれはもう、ご存知ないかどうかちょっと分かりませんが、これはもう厚労省が試算を出しておりますし、新聞報道もされておりますし、テレビでも報道ステーションなどでも大きく取り上げられて衝撃的な内容だっていることになっておりまして、これはもう厚労省自身が試算を出しておりますのでそれを見て勉強していただければ、お分かりかと思えます。これは制度的に前から言われているように一口で言えば青天井、ということになっておりましてそこからこれだけの負担をできるのかっていう議論が今されているわけで、例えばですね試算によりますと、2035年にはあくまで平均保険料ですけれども24万6,000円とかですね、2055年には58万3,000円とかっていうようなそういう一つの試算も成り立っているわけでありまして、それはそういうことでお勉強をしていただければお分かりかと思えます。それから姥捨て山っていうことですが、私は姥捨て山っていう制度はもちろん見たことはありませんが、深沢七郎のですね『檜山節考』っていうような有名な本がございます。これはこうしたの見ましても昔はですね、親をですねいわゆる食いぶちに困って山へ捨ててくる、ご存知のご案内のとおりのお話の内容でありますけれども、現代版とどこが違うのかっていうとですね、昔はお金を取られなかったんですよ、ただ捨てられただけ。ところが今は悲惨なお金を取られて捨てられるんですよ。それはまさに現代版姥捨て山というわけです。そういう小説なりそういった伝説についてはお聞きになっていると思えますけれども、今のこの制度はまさに踏んだり蹴ったりお金も取られて捨てられるというとんでもない制度だっていることを、是非ご理解いただきたいと思えます。

○船木（8番）

今の答弁をお聞きしてですね、まだまだいくつかの疑問はあるわけですが、その青天井というのもですね、これはこれから先見直しをしていく中で青天井ということは言えるかどうか疑問だろうというふうに思います。また姥捨て山についてはですね、これはあまりにも酷い言い方ではないかなというふうに感じます、まだまだ多くの質問、疑問もあるわけですがこれ以上申し上げたら、討論ということにもなりかねませんので、このへんで止めておきます。以上です。

○議長

他にございますか。

質疑を終結いたします。討論を行います。始めに反対討論の発言を求めます。

○成瀬（7番）

今回出されました、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に対して私は反対を表明いたします。去る6日国会の場において、野党が提出した当制度廃止法案が参議院で可決されたことは承知しておりますが、いずれも対案なき法案と言わざるを得ません。当制度は政府の国民に対して事前説明不足、また運用面でも見直しが必要な点はあったことは事実であります。しかし4月にスタートしまだ2箇月も経たないうちに廃止とは混乱を招くだけであります。キチンとした対案を示すべきではないでしょうか。この当制度の基本理念は少子高齢化社会では必要な制度であること、世代間の公平性を保つものであること、国民皆保険の維持を要することであり、要するに当制度はこれからの高齢化社会をしっかりと支える制度なのであります。今までの制度では破綻してしまう可能性があるため、超高齢化社会、少子化である日本の将来を見据えて保険制度を継続するための、骨格を作った制度なのであります。当制度を廃止し元に戻したならば、財政が圧迫された市町村では膨れあがる医療費を支えられず破綻してしまいます。平成12年の国会では老人保険制度に替わる新しい高齢者医療制度の創設について決議されております。今新制度の廃止を叫ぶ民主党もこの制度の提案者であります。また「低所得者ほど保険料が高くなるケースが..。」と意見書の中に書いてありますが、辰野町の場合はどうか私はデータで調べてみました。そのデータで言いますと、ちょっと言わせていただきます。75才以上で1人暮らしの場合の年金79万円の場合は、今まで国保の保険料が2万4,300円だった人が今回後期高齢者医療制度になった場合は1万700円になっております。これは全員一律の場合ではありませんけど、また年金201万円の場合は7万7,800円だった人が5万9,900円になっております。また年金400万円だった人は国保だった人が19万4,000円だったのが18万5,600円となっております。また夫婦共に75才以上の方では年金79万円の場合は今まで国保だった人が、3万1,900円の場合が今回後期高齢者医療制度になって2万1,400円になりました。年金201万円の場合は今まで国保だった人が、国保で9万6,800円だったのが8万8,500円になっております。夫婦、夫が75才以上、妻が75才未満の方で年金79万円の方が国保

だった場合が3万1,900円だったのが、今回後期高齢者医療制度になりまして2万2,100円。年金201万円の人が国保だった場合が9万6,800円、今回後期高齢者医療制度になって8万8,400円。このようなデータが出ております。またある新聞によりますと、自民党で全国の都道府県と市、区、町村の首長を対象に実施した後期高齢者医療制度についてのアンケート調査の結果を発表してありました。その結果を見ますと、全国で8割の首長の方がこの制度に対して賛成という結果を出しております。この後期高齢者医療制度に関しましては、政府はプロジェクトを作り問題点を議論し政策を決定しました。よって私はこの後期高齢者医療制度廃止の意見書提出に対しましては反対いたします。

○議長

次に賛成討論の発言を求めます。

○永原（3番）

後期高齢者医療制度が4月から実施され、この6月に2回目の保険料が年金から天引きされました。このことについて該当者の方に意見を聞いてみると、「年金で暮らそうと思って生活設計をしていたけれど、それが崩れてきた。これからは介護保険料に加えて後期高齢者医療の保険料も天引きされ、どうすれば良いのか。」また「これまでどおりの医療が本当に受けられるのか心配だ。」「保険料も上がっていくのかと不安になってくる。」「こんな世の中はホントに嫌になった。早く死にたい。」と言っています。この制度では今まで以上にお年寄りに負担が増えてきます。国には本当にお金がないのでしょうか。今まで福祉のためにと消費税を払ってきましたが、その殆どは大企業の減税で消えてしまいました。更に道路特定財源の無駄遣い、公共事業の無駄遣いなど図り知れません。よって小手先だけの見直しではなく、廃止して国民が安心できる医療制度をどのように作るか、財源はどうするのか、国民的な討論で合意を作るべきだと思います。よって後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書には賛成です。以上です。

○議長

他に反対討論ありませんか。

○宮下（6番）

私は反対の立場から意見を申し上げます。後期高齢者医療制度はこの4月にスタートしたばかりで、2箇月半が経過したところであります。制度の内容については、

一部に現状にそぐわない不備な点等問題があることは承知しており、早急な見直しは求めていく必要があります。政府はこの制度を安心して利用できるよう問題点を点検し、必要な見直しを検討中のことであります。この見直し内容をチェック、確認更に提言を行うことが大切であり、今拙速に廃止することは返って医療制度を混乱させることとなります。よってもう少し成り行きを見守る必要があると考え、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書には反対するものであります。

○議 長

賛成討論ありませんか。

(賛成討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより発議第4号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。反対の意見がありましたので、採決は起立により行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立 2名)

○議 長

起立少数であります。よって発議第4号は否決されました。日程第5、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業建設常任委員長、社会福祉教育常任委員長、議会運営委員長より別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されております。お諮りいたします。議会議事規則第72条の規定により、各委員長の申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

6月の定例会大変にご苦労さまでございました。この議会中に直下型の、特に山岳型の猛威を奮った地震、さきほど議長さんの方からお見舞いの言葉がありました

が共に見舞い、またいろんなできることをしていかなきゃならないと思っておりますし、また町も防災に関しましては更にまた深めて研究をし、またできるだけ回避できるような方策も取っていかなきゃならない、このように思っているところであります。今回議会に対しましては各ご質問もいただきました。それに類似することもありますし、またそれ以外のこともあります。どれも皆大切な大事なことだと思っております。いずれにしましてもできることからまた住民負託に応えるように、議会の皆さん方の発言は住民の代表でもございますので捉えていきたいと思っております。残念ながら大変に財政の問題がありまして、非常に手元不如意ということはどうのように対応していったら良いか悩むところであります。しかし知恵を使いまた、いろんな方策を使いそしてまた協働のまちづくりも応用をさせていただき、できることから着実に進めてまいりこんなつもりでございます。さて60回のほたる祭りが近づいてまいりました。沢山ホテルも出てくれるようであります。良いお祭りとして自然環境、水環境のバロメーターの発信が更にできますことを皆さん方をお願いを申し上げます、6月議会のお礼を申し上げます閉会の言葉と、閉会って言いますかご挨拶にさせていただきます。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、6月3日に開会いたしました平成20年第4回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

平成20年6月17日 15時 4分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番